

## 行革 菊陽町行政評価委員を募集します

☎ 総合政策課 行財政改革推進係 ☎ (232) 2112

町では、行政が行う活動を、一定の基準や視点に従って評価し、その結果を改善に結びつける「行政評価」に取り組んでいます。この評価の客観性と透明性を確保し、さらなる簡素で効率的な行政運営を推進するために、町民の視点で検証する行政評価委員会を設置し、「外部評価」を実施します。そこで、この外部評価の実施にあたり、行政活動に広く町民の皆さんの意見を反映させ、町民と行政の協働による行政運営を行うために、次のとおり町民(公募)委員を募集します。

### ■職務内容

町が実施した事務事業を外部(第三者)の視点で評価を行い、その仕組みや手法の改善について審議し、意見を述べる。

### ■募集人数 2人程度

### ■応募資格

- 本町の行政活動や行財政改革に関心のある人
- 満20歳(平成24年4月1日現在)以上で町内に住所がある人
- 本町の他の附属機関などの公募委員に選任されていない人
- 8月から11月の平日昼間に開催する10回程度の会議に出席できる人

### ■任期 平成24年8月～平成26年3月末日

### ■応募方法

所定の応募用紙<sup>(※1)</sup>に必要事項を記入し、「応募の理由」、「菊陽町の行政評価」<sup>(※2)</sup>、「行財政改革」などに関する小論文(800字程度)を添えて、郵送・電子メール・ファックスまたは持参のいずれかの方法でご応募ください。

- ※1 応募用紙は、役場総合案内(1階)・総合政策課(2階)、武蔵ヶ丘支所に設置しています。また、町ホームページからダウンロードすることもできます。
- ※2 平成23年度菊陽町行政評価結果報告書を参照してください。報告書は、町ホームページに掲載し、総合政策課・図書館・武蔵ヶ丘支所にも配置しています。

### ■募集期限 6月29日(金)

郵送の場合は、当日までの消印のあるもの、電子メール・ファックス・持参の場合は、午後5時15分までに届いたものを有効とします。

### ■選考

応募の中から、小論文、年齢、性別などを考慮して決定します。

### ■応募・問い合わせ

〒869-1192  
 菊陽町役場 総合政策課 行財政改革推進係  
 電話：(232) 2112  
 F A X：(232) 4923  
 E-mail：sogoseisaku@town.kikuyo.lg.jp

## 「菊陽町消費生活相談窓口」を開設しました

専門の相談員による消費生活相談窓口が4月19日、役場1階相談室に開設しました。これまで、9件の相談が 있습니다。

相談窓口では、専門の相談員が訪問販売や架空請求など、消費者と事業者の間で生じたトラブルなどを、毎週木曜日の午前10時～午後4時、電話または面談で相談に応じています。

まずは、総合政策課に事前にお電話ください。

☎ 総合政策課 総合政策係 ☎ (232) 2112



▲消費生活相談窓口開設。左は相談員。

## 介護 平成24年度から介護保険料が変わりました

☎ 介護保険課 介護保険係 ☎ (232) 2508

介護保険制度は、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう高齢者の介護を社会全体で支える仕組みです。介護保険料は、3年に一度見直すことになっており、平成24年度から平成26年度(第5期事業計画期間)に「どれくらいの介護サービスの量が必要か」、また「そのためには、どれくらいの費用が必要なのか」を試算し、65歳以上の高齢者(第1号被保険者)に納めていただく介護保険料の基準額を新たに設定しました。

### Q 何が変わるの?

A 保険料の基準額が変わります。

平成24年3月まで  
**57,600円(年額)**  
 (月額にすると4,800円)

平成24年4月から  
**63,600円(年額)**  
 (月額にすると5,300円)

今まで	平成21年～平成23年度	
所得段階	対象者	平成21年～23年度 年額(円)
第1段階	生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者 <sup>(※1)</sup> で、世帯全員が町民税非課税の人	基準額 ×0.5 28,800
第2段階	世帯全員が町民税非課税の人で、前年の合計所得金額 <sup>(※2)</sup> と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額 ×0.5 28,800
第3段階	世帯全員が町民税非課税の人で、第2段階に該当しない人	基準額 ×0.75 43,200
第4段階 (特例措置)	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額 ×0.85 48,960
第4段階 (基準)	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	基準額 ×1 57,600
第5段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が200万円未満の人	基準額 ×1.25 72,000
第6段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が200万円以上400万円未満の人	基準額 ×1.5 86,400
第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の人	基準額 ×1.75 100,800

これから	平成24年～平成26年度	
所得段階	対象者	平成24年～26年度 年額(円)
第1段階	生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者 <sup>(※1)</sup> で、世帯全員が町民税非課税の人	基準額 ×0.5 31,800
第2段階	世帯全員が町民税非課税の人で、前年の合計所得金額 <sup>(※2)</sup> と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額 ×0.5 31,800
第3段階 (特例措置)	世帯全員が町民税非課税の人で、80万円を超え120万円以下の人	基準額 ×0.7 44,520
第3段階	世帯全員が町民税非課税の人で、120万円を超える人	基準額 ×0.75 47,700
第4段階 (特例措置)	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額 ×0.85 54,060
第4段階 (基準)	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	基準額 ×1 63,600
第5段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が190万円未満の人	基準額 ×1.25 79,500
第6段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が190万円以上400万円未満の人	基準額 ×1.5 95,400
第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の人	基準額 ×1.75 111,300

※1 高齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた人、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた人が一定条件を満たしている場合に受けている年金です。  
 ※2 合計所得金額「所得」とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額です。